

令和 8 年度福岡教育大学教育学部学生に係る教職大学院の先取り履修生出願要項  
－学部学生による教職大学院授業科目の先取り履修について－

● 概要

福岡教育大学（以下「本学」という。）では、本学教育学部に在籍する学生が、本学教育学研究科専門職学位課程教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）で開設する授業科目の履修を可能とする先取り履修制度を始めます。先取り履修は、学業優秀な学部学生に対し、早期に教職大学院で開設している授業科目を履修する機会を提供し、高度な教職大学院教育に触れさせることで、学生の学修意欲の向上及び教職大学院における円滑な学修を図るとともに、高度な専門職業人の養成に資することを目的とします。先取り履修生として許可された者は、教職大学院の授業科目のうち「共通科目」の必修科目の中から所定の履修手続きを経て受講できます。これを志願する者は、この要項に沿って出願してください。

1 履修期間

履修期間は卒業予定年度の 1 年間とし、休学等による延長は認めない。

2 受け入れ人数

教職大学院の授業科目の運営上支障をきたさない程度の数

3 出願資格

本学の学部学生で、4 年次に進級したときに、次のすべてに該当する者。

- (1) 学業優秀な本学学部学生で、先取り履修を行う年度において卒業見込みの者
- (2) 教職大学院への進学を志望し、かつ、教員をめざす強い意志を有する者

#### 4 出願手続

(1) 出願期間 令和8年3月2日(月)～4月7日(火)及び  
令和8年9月1日(火)～9月30日(水)

(2) 出願書類 教職大学院先取り履修願書

(所定の様式を下記アドレス又はQRコードからダウンロードすること)

URL : [https://www.fukuoka-edu.ac.jp/faculty/division\\_professional/index.html](https://www.fukuoka-edu.ac.jp/faculty/division_professional/index.html)



#### 教職大学院の紹介



> コースの構成	> カリキュラムの特徴	> 取得できる学位および教員免許
> 修了に必要な単位数	> 教育委員会等との連携について	> 教育訓練給付金について
> 先取り履修について		

※ 「令和8年度時間割」についても、上記URLへアップロードするので、これを参考にすること(令和8年3月中旬頃予定)。

(3) 出願方法 志願者は、出願書類を教育支援課大学院担当へメールにて提出すること。  
出願書類に不備がある場合は、願書を受理しない。  
出願先メールアドレス : [grdspitch@fukuoka-edu.ac.jp](mailto:grdspitch@fukuoka-edu.ac.jp)

## 5 履修できる授業科目

「令和8年度教育学研究科学生便覧」記載の「共通科目」の必修科目の中から履修することができる。

ただし、それぞれの授業科目について十分な学修時間を確保することができるよう、先取り履修による登録単位は、学部において定める履修科目登録単位数の上限設定の算出に含めることとする。

なお、指導教員と相談の上、学部の授業科目・授業時間割を優先し、先取り履修する授業科目を選択すること。

## 6 先取りの許可

申請のあった先取り履修を許可するか否かを決定し、結果は、メールにて知らせる。

## 7 授業料等

教職大学院の授業科目に係る授業料は徴収しない。

## 8 修得した単位の取り扱い

- (1) 修得した単位は、本学教職大学院へ入学した場合に限り、「福岡教育大学大学院既修得単位等の認定について（重要通知）」の規定するところにより、当該学生の申請に基づき、入学前の既修得単位として教職大学院の修了要件単位として認定する。
- (2) 先取りにより修得した授業科目の単位は、学部卒業要件単位には算入しない。

## 9 その他留意事項

- (1) 先取り履修生が学業成績不振等のため、許可された先取り履修の期間内の卒業の見込みがなくなった場合、または学修状況が著しく不良であると認められる場合、その他先取り履修を継続することが不相当と判断される場合は、先取り履修の許可を取り消されることがあります。
- (2) 先取りの許可を受けたとしても、授業科目毎の履修希望人数や条件などの都合により、履修が認められないことがあります。
- (3) 教職大学院の実習等に関するスケジュールの都合により、通常時限ではなく、6限補講や授業期間開始前に授業が実施される場合等があるので、これに留意してください。